

○報告事項

旧県立体育館の解体工事に係る開札状況等について

司会)

時間になりましたので、教育長の臨時の記者会見を始めさせていただきます。

それではまず始めに、教育長より、ご報告、ご説明があります。

教育長)

本日、臨時で会見を開きます。

お集まりいただきましてありがとうございます。

これまで、お問い合わせいただいております旧香川県立体育館解体工事につきまして、本日、9月5日午前9時30分に開札がございました。その応札状況等について、お知らせするものでございます。

入札手続きにつきましては、令和7年8月7日に公告を行って、入札期間を9月2日（火）9時から4日（木）16時までを入札期間として設定し、本日9月5日午前9時30分に開札を行いました。

応札の状況につきましては、開札の結果、応札がございましたので、今後、審査を行ってまいりたいと考えてございます。

この解体判断に至る経緯につきまして、改めてご説明申し上げますと、丹下都市建築設計が耐震診断、耐震改修実施設計を実施いたしました。平成24年2月から、平成25年5月にかけてでございます。

耐震診断のための建物調査を行っていたところ、屋根落下の危険性が判明し、平成24年7月にアリーナ部分の利用を中止。平成25年度に3回の耐震改修工事を公告いたしましたが、いずれも応札者はございませんでした。

耐震改修に、多額の経費を要することや、天井が低く競技施設としての機能が十分でないことから、平成26年9月末をもって閉館いたしました。

県としての利活用は、体育館としての役割を既に終えていること、当時、旧県立体育館の規模に見合う施設の整備は予定していなかったこと、建物の規模や構造仕様などから、多額の耐震改修経費などの費用を投じて他の用途に転用することは現実的でないことから、県

として利活用することはできないと判断いたしました。

その後、令和3年度にサウンディング型市場調査を実施いたしましたが、民間事業者による持続的な運営ができる利活用の提案はございませんでした。

そういう経緯で解体判断をしたわけでございますけれども、解体判断をしたのが令和5年2月でございます。

その2月以降の動きにつきまして、ご説明申し上げます。

令和5年2月に建物の劣化や地震に対する脆弱性から、安全性の確保のため、解体の方針を表明させていただきました。

2月県議会定例会で解体工事実施設計予算を計上し、令和5年度から令和6年度に解体工事の実施設計を行いました。令和6年6月、県議会の定例会におきまして、解体工事費用の概算を約10億円程度と表明させていただきました。

令和7年度の県議会定例会では、解体工事予算を計上いたしますとともに、別途、3D測量や動画撮影など、デジタル技術を活用した記録を丁寧に残していく記録保存事業を実施するための経費も計上させていただいております。

今年の5月でございますけれども、解体工事のスケジュールを公表するとともに、それに沿って、8月7日に解体工事の公告を行ったところでございます。

改めてではございますけれども、県では2年半前に解体の方針を決めて、記録保存及び解体方法の検討等の準備を進めてきたところでございます。

閉館から10年が経過しておりまして、建物を支えている地上の大きな柱、それと地下に支持杭がありますけれども、この杭が想定される地震では支持力が弱いと言いますか、危険であるということ。それと、コンクリートの中性化、それに伴う鉄筋の腐食などもあって、屋根の落下の可能性が平常時でもあること。こういった安全面のリスクをできるだけ早く取り除くことが重要であると考えてございます。

安全性についての詳細な説明も、できるだけ早くそういった説明ができる場を設けたいと考えてございます。

引き続き、県民の皆様の安全の確保を図ってまいりたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

司会)

それでは、ご質問をお受けいたします。では挙手をお願いいたします。

記者)

開札の関係でお伺いします。何社ぐらいの応募があった等々の情報を教えてください。

教育長)

ルール上、本日お答えできるのは応札の有無だけということになってございますので、ご理解いただけたらと思います。

記者)

9月19日に県議会の開会が予定されていて、基本的に今後の流れとしては、審査を通し  
ての契約を県議会で承認を得る流れになるとは思いますけど、9月県議会までのスケジュー  
ル感として、そこに間に合わせられるかどうかというのはいかがでしょうか。

教育長)

9月19日の開会ですと通常であれば議案送付は9月12日、来週の金曜日ですので、通  
常この規模の工事ですと、開札後、審査の期間に1か月以上かかりますので、9月議会は難  
しいかなと思います。

記者)

断定的ではないにせよ、9月議会の議案送付には現時点では難しい。そうすると次のタイ  
ミングは12月県議会ですけど。

教育長)

どの議会で提案するかは私の立場ではなかなか言いにくい。提案者でもないので。提案の  
時期とかも含めて、組織としての判断をした上でだと思います。

記者)

経緯のご説明をいただいた中にも言及がありました、丹下都市建築設計の耐震診断の関  
係なんですけれども、そもそも県教委として倒壊の危険性について認識されたタイミング  
ってというのはいつになるんですか。

教育長)

それは診断の結果を受けてですね。

記者)

診断の結果のタイミングで、県教委としては倒壊の危険性は把握されたと。

ご説明の中にもありました過去の県議会答弁等々見たら、最初期はさっきおっしゃった通り、天井の落下ってところの言及で、倒壊の話が出てきたのが、解体を決めたタイミングでどうやら初めて出てきているようなんですね。公に倒壊の危険性についての言及を県教委側がされているのがですね。

もともと平成24年にその危険性っていうのは把握されていて、ただ解体まで結局その危険性っていうのが少なくとも県議会の公の場で言及がないっていうのはどういった理由なんでしょうか。

教育長)

一般的に、危険性がある建物についての方法は、耐震して改修するか、解体してしまっってリスクをゼロにするか、そういう方法論の話かなと思ってまして、いずれにしても耐震性が脆弱であるという判断は元からされていたという理解であります。

記者)

それはそうなんですけども、危険性を把握していますよっていうのが公にバツッと出ているわけじゃないじゃないですか。閉館の理由っていうのは吊り天井の落下の危険性でしたし、緊急輸送路の話とかも令和4年の県議会以降ぐらいしかないわけですよ。

この間、10年間その危険性っていうのを訴えてきていなかったのに、なぜその解体の決定後に、ここまでその緊急輸送路ですとか倒壊の危険性っていう文言が出てきたのか。この理由がよくわからない。

教育長)

緊急輸送路の話は解体決定の前からしていたと思いますけど。

記者)

倒壊の危険性についての言及が、解体の方針決定されたタイミング、会見くらいから出ているわけですよ。そこで何か認識が変わったわけじゃないんですか。

教育長)

もう全然それはないです。元からです。

記者)

元から倒壊の危険性があるっていう認識は持っていて、検討を進めて、2年半前の解体決定に至ると。その間やっぱり改めて、耐震診断を行った丹下都市建築設計も含めてですけれども、新たにヒアリングを行ったりとか、専門家の方に何かをご相談したとか、そういうわけじゃないんですか。

教育長)

していません。

記者)

もともと平成 24 年にあったものを 10 何年ぐらい引っ張って、このタイミングで判断されていると。

再三、今までの会見でも聞かれていることで恐縮ではあるんですけども、もともと危険性があるということ認識されていて、ただその危険性っていうのは少なくとも 10 何年間ぐらいはお持ちだったわけですよね。でも、やっぱり公的な議事録をめくると、その危険性が言及されているのはここ 2～3 年の話なわけですよ。やっぱり解体が決まってからここを強調しているっていうのはちょっと腑に落ちなくて、それは何でそういう説明になるんですか。

教育長)

危険性についてはずっと言及していて、この耐震診断の結果についてはお知らせしていたという認識ではあります。だからこそ改修をして利活用できないかという検討があり、いろんな市場の声を聞くという流れがあり、けども難しいよねっていうことで、解体に流れがいったという、そういうことですね。

記者)

その論理でいくと、もともと倒壊の危険性っていう要素はあるわけですよね。じゃあ解体前に何がネックだったかっていうときに、耐震改修のコストの高さですとか、民間の持続的な計画がなかった。この点が結局ネックになって、それだったら倒壊の危険性っていう理由が残っているわけだから、これをクリアするために解体しなきゃいけないと。

ただ、再生委員会の方も協議の場でお伝えしたというふうには聞いていますけれども、少なくとも、再生委員会の方では自前で資金を調達した上で利益を出せるというプラン、その上でその耐震改修についての明示プランっていうのもあるわけですね。解体に向けて方針を決定したときの理由については、やっぱり今回の再生委員会の提案っていうのはある種クリアできるものではないかと思うんです。ここについて、もう一度改めてお伺いしたい。

教育長)

事業性については、いろんな考え方がございますから。その点については、我々は事業の成立の可能性っていうのは、まだまだそこまで熟度がないのかなという認識でありますけれども、危険性についてのいろいろな技術的な話は意見交換もさせていただいていますから。先日も意見交換いたしました。

いろんな意見があると思いますので、先ほども申し上げましたけど、県の方の危険性の判断の詳細については、また改めて説明の場をしっかりと設けさせていただけたらと思います。

記者)

倒壊の危険性の話では、私も耐震診断結果を見たんですけど、危険性があるっていう診断ではあるので、その危険性の部分についてはあんまり思っていないんです。

ただ、さっき言ったように、危険性をもともと認識していて、でも、その中で民間企業に呼びかける模索だったりとか、耐震補修の模索をされてきたわけじゃないですか。根本のその危険性っていう前提をもし最初からお持ちだったんだったら、その2点をクリアするような案が出てきた段階で、もう一度再検討の余地があるんじゃないかっていうふうに思うんですが。今までの議論の経緯と今のお話を受けたと思うんですけども、そこはやっぱり再検討の余地っていうのは現状ないんですか。

教育長)

今まさに経緯をお話したのは、一つひとつ積み上げてきて今があって、これ以上先延ばしはなかなか難しいだろうという、そういう結論があるということです。

記者)

さっきも言及があった安全性に関する説明会というのは、これは何でしょうか。知事もちょっと言っていたと思うんですけど。

教育長)

県の安全性に関する見解をしっかりと説明させていただく場というのが必要かなと思ってございまして。いろんなご意見があるからなんですけども、その場を改めて設定したいなと考えております。

記者)

それはいわゆる住民説明会とかではなく、こういう会見ということですか。

教育長)

方法は今から知事とも相談しますけども。いろいろ幅広くご理解いただくような、以前から申し上げていますが、しっかりと説明は尽くしたいと思っていますので、そういう場を設けさせていただいたらありがたいなと思っています。

記者)

今日の会見の位置付けで、最初から臨時の記者会見というお知らせではあるんですが、事前の告知リリースをいただいた段階ですと、開札状況に係るご説明ということで、異例は異例だと思えます。開札のレクなんて今まで聞いたことがない。このタイミングで会見を開かれた理由は。

教育長)

これはいろんなご意見があるわけでありまして。通常はこういう会見を行いませんけれども、いろんなところでお問い合わせもいただくのかなということもありまして、開札の状況についてお知らせすると。

それと手続きを進めていっているわけですから、その手続きを進めていっていることについての経緯も含めた根拠をご説明させていただきたいという、そういう理由でございます。

記者)

旧県立体育館を巡る入札に関しては、耐震改修は3回、解体の実施設計は2回入札不調になっている中、今回の解体工事の入札は1回目で応札があったということについて、まず率直な受け止めに聞かせてください。

教育長)

受け止めと申しますか、事実としてあったのだなという受け止めでございます。

記者)

ほっとしているとか。

教育長)

そういう感情を表現するのは、ちょっと難しいかなと思います。

手続きを進めてきて、事実として応札があったということだろうと思います。

記者)

今後、具体的なスケジュールを改めてもう一度教えてください。

教育長)

これはですね、何月何日にこうするというのが難しくて。

いろいろと審査をして、落札者を決めていくようになりますので、通常この規模の工事であると1か月以上かかるということしか、今は申し上げられない状況です。

記者)

入札後審査型一般競争入札ということで、普通の流れを説明していただきたいというだけなんです。

教育長)

資格審査も含めた提案の審査をして、落札者を決定するという、それだけです。

記者)

そのあと契約ですか。

教育長)

そのあと仮契約です。

予定価格が5億円を超えますから、県議会に議案提案すると、そんな流れになります。

記者)

議会の契約の議決が通れば、正式に契約になると。

教育長)

おっしゃるとおりです。

記者)

民間団体が提案をしていて、面談を今後も予定されていると聞いているんですけども、この解体工事を進めるスケジュールと、民間との協議というか面談が続くというのが並行していく中で、これはどういう位置付けになるのでしょうか。

教育長)

いろんな意見がありますから。お話をまだしたいという意向もあるようなので、そこはお話は聞きたいなと思っています。

記者)

話を聞く中で、今、県が課題として挙げている事業性とか安全性についてクリアされたら、この入札の手続きが止まる可能性というのはあるのでしょうか。

教育長)

それは本当に、クリアされたらとかですね、なかなか仮定の話はちょっとお答えにしにくいですね。

記者)

とはいえ、その両方が並行して進んでいるっていうのは、県民から見ると、どうなっていくんだろうというのが率直な疑問としてあるんですけど。

教育長)

様々な意見があることについて、お話を全く聞かないというスタンスでないということでもあります。

記者)

話は聞くけれども、この入札後の手続きも進めていく。

教育長)

はい。

記者)

とはいえ、今後、落札者決定、それから仮契約となると、どんどん動かしづらい状況が生まれてくると思うんです。

新たな提案を受け入れる余地がどんどん少なくなっていくというのは間違いないですよ  
ね。

教育長)

それは何とも言えないですね。

記者)

可能性はあるということですか。

教育長)

余地という言い方になると、感覚的な話なので。何とも言えない。

記者)

先ほどとちょっと質問が重なるんですけど、県の安全性に対する見解をしっかりと説明する場ってというのは、会見というよりは住民とか県民向けの場ってイメージですか。

教育長)

そこもやり方は考えますけど、やっぱり会見かなとは思っていますけどね。

そういうのを通じて、県民の皆さんに説明を尽くすのがいいのかなと思っていますけども、手法についてはまだ決めていません。基本的には、会見の方向で考えていますが。

記者)

特に安全性については、民間の提案している団体と県教委の見解が今、食い違っているという中で、オープンな場で、そのやりとりを県民に広く公開するというような考えはありますか。

教育長)

今のところ、そういうことは考えていないですね。

記者)

安全性に対する説明会って、これまで県なりがやっていた調査なり資料をもとに改めてするのか、それとも、新たに何か今やっていたり、(これから)やるものをもとにするんでしょうか。

教育長)

今の県の考え方を改めて説明をさせていただく。

記者)

新たに何か今お願いしていたり(調査を)かけていたりするものではないんですね。

教育長)

そうですね。説明会というか説明できる場を設定するのを考えております。

記者)

新たに何かを出すわけじゃなく、これまでのものをもとにということですね。

教育長)

はい。

記者)

説明の件なんですけれども、時期について改めて見通しを教えてください。

教育長)

できるだけ早くと思っておりますけど、今いろんな面で日程も調整しておりますので。できるだけ早く、詳細の説明ができる場を設けられたらなということです。

記者)

例えば、落札が決まるまでにですとか。そういった、何かの決定の前というようなイメージはありますか。

教育長)

それも含めて、できるだけ早くとしか今はちょっと申し上げられない。

記者)

今回の船の体育館の解体に向けてですね、記録とか保存というところに取り組みられていると思いますが、民間の中でも残して欲しいという声がある中で、そうした声に応えられるような記録とか保存になるのか。どのようにお考えでしょうか。

教育長)

今はですね、3D測量とか新しい技術とかありますので、そういった手法も用いて、建物の評価とか、あるいは専門家の方にもお話を伺う機会を設けたり、そんなことを考えています。

議会でもお話しましたが、解体前、解体中、そして解体後もですね、この記録を丁寧に残していく。そして、特徴ある部位の詳細調査とか、そんなものもしていきたいなと思ってございます。

最終的にはですね、報告書も作成したいと思っております。動画撮影についてはすでに昨年度から契約して着手していますので、順次進めていっているというのが、今の状況でございます。

記者)

2月の委員会でもおっしゃられたかと思うんですけど、改めてどういう形のものを県民に残したいと思えますか。

教育長)

今、ご説明させていただいているのは、動画とか測量とかをやっていくんですけども、なお、専門家の意見も聞きながらということですから。こんな形で記録を残したらいいんじゃないかとか、様々な意見があると思いますので。そういう中で、その形もですね、徐々に思料されていくという、そんなイメージであります。

記者)

今のところの目途は。いつぐらいに完成するとか。

教育長)

この解体工事が令和9年9月17日を工期に設定させていただいていますので、記録保存も令和9年度まで。解体後もするということですから、令和9年度までは、丁寧にやっぴこうかなと思っています。

記者)

緊急輸送路と瓦礫の関係でお伺いします。

緊急輸送路の話、議事録ベースで見たら、最初に県議会の答弁の中で出てきているのが、令和4年の当時の教育長答弁の中で出てきている。

瓦礫の飛散の可能性っていうのを、県教委として判断されているタイミングはいつになるんでしょうか。

教育長)

瓦礫の飛散の可能性というのを答弁していますかね。

記者)

緊急輸送路の妨げになるみたいな表現。

教育長)

妨げになるという表現ですよ。確か。

瓦礫の飛散って言う答弁をしていますかね。

緊急輸送路への影響という言い方ですよ。

耐震診断もそうなんですけど、これは別の判断というか。緊急輸送路の沿道の建築物については、しっかりとその危険性をないようにしなければならないという法律があります。あの建物に限らず、一定の要件を満たせば、緊急輸送路の通行を妨げる建物になるという、その要件に該当しているということなんです。その該当している建物なので、しっかりと耐震改修するなり、あるいは解体するなり、その該当する建物の危険性を排除しなければいけないという、そういう整理であります。

記者)

緊急輸送路の概念とか法律で示されたのは、2000年代に入ってからですよ。2000年代じゃない、結構最近。

教育長)

多分そうだと思います。

記者)

緊急輸送路の話が出てきているっていうのは、いわゆる緊急輸送路の指定があり、公的に周辺の建物の条件をさらっていった結果、船の体育館もやらなければいけないっていう考え方ですか。

教育長)

そうですね。他にも緊急輸送路は何本か県内にあるんですけど、その沿道建築物で該当しているものは、しっかりと耐震改修するなり、何らかの方法で、安全性というか、緊急輸送路の通行を阻害しないような環境を作りなさいということですよ。そういう理解です、私は。

記者)

工事の契約の関係で、予算5億円以上ですと議会の承認が必要ということだったんですけども、それは仮契約の段階でも議会の承認が必要なのでしょうか。

教育長)

仮契約をして、議会の議決をいただいて、本契約になるということです。

記者)

仮契約の段階では、事務局の方で行えると。

教育長)

そうです。

記者)

(審査の手続きに)1か月以上かかるという話でしたけど、その規模ってというのは金額ベースで考えてですか。

教育長)

そうですね、金額ベースですね。大体これぐらいの規模の場合は、これまでを考えると1か月ちょっとかかる。

記者)

それは業者の選定がということですか。

教育長)

審査が1か月ぐらい。

記者)

審査をした上で、業者が適格なのか不適格なのか判断するまでに、1か月ちょっとですか。

教育長)

審査に1か月ちょっとかかるので、その後、最終的な落札者を決定するということです。

記者)

審査から落札者決定にはまだ時間がかかるんですか。

教育長)

そんなに時間はかかりません。

記者)

基本的には1か月ちょっとかけて落札者を最終的に決定するという理解でいいですか。

教育長)

その理解でいいと思います。

記者)

安全性の説明の場ということなんですけども。

安全性というのは、逆に、安全性が足りてない建物ですよっていう説明になるんですか。

教育長)

そうです。

記者)

建物について、こういう状況だっということを改めて説明されるんですか。

教育長)

そうです。おっしゃる通りです。

記者)

それは県民向けということですか。それとも会見。

教育長)

会見というか、そうですね。報道機関の皆さんを通じて、県民の皆さんにも説明したいと私は思っております。

記者)

そこには教育長と知事が同席するとかいうことも考えられるんですか。

教育長)

手法は、まだ相談も何もしていないんですけれども。

記者)

入札後審査型一般競争入札の場合、(応札が)1社であっても、審査が通れば落札者決定になるんですよね。

教育長)

そうです。

記者)

審査の結果、やはりかなり難易度が高い工事だと思うので、不適格ということであれば、入札不調になる可能性もあると。

教育長)

ゼロではないですね。

記者)

倒壊の危険っていうことを繰り返しおっしゃられていて、倒壊という漢字から人によってイメージに幅があるかなと思うんですけど、教育長としては、最悪、どういうふうに壊れるという認識なんですか。高いビルじゃないじゃないですか。ボタンと倒れるとも考えにくいかなと思うんですが。

教育長)

私の理解は、地上の柱、地下の支持杭、そして（コンクリートの）中性化、それを考えたら、上は崩れ落ちるだけなのかも知れないですけど、下が揺れたらボタンといくのかなと思いますね。

東日本大震災の後も、堤防がボタンと倒れるということを言われて、そんなわけないじゃないかと思いましたがね。けども、波力によってはボタンといくみたいな話があって。

柱、杭、それが耐えられないといったときには、ボタンと倒れてしまうのかなと。

記者)

比較的低い建物ではあるけれども。

教育長)

低いと言ったって、近くに行くと結構巨大な構造物で、あれは 20m ぐらいあるのかな。結構高いですよ。

記者)

横倒しというイメージですか。

教育長)

どっちに倒れるのかというのはありますけど。

記者)

それが緊急輸送路にも及ぶと。

教育長)

及ぶ可能性はゼロではないと思っています。

記者)

そういうイメージを持たれているという。

教育長)

そうかなと思っていますけどね。

記者)

仮に、今回、解体（業者）が決まったとして、少し先の話にはなりますが、解体された場所について、現段階ではどのような活用を想定されていますか。

教育長)

今はまだ考えていません。正直なところ今からです。考えなければいけないと思っています。

記者)

例えば、県民の声を募集するアンケートなり、決定のプロセスについてのイメージというのはございますか。

教育長)

私の中のイメージを、今、ここで申し上げるのはなかなか難しいので、ご容赦いただけたらと思います。

記者)

審査について、具体的に何をどう審査するであるとか。

教育長)

入札公告のときに公表している内容しかお答えできないのですけれども。

一つは、工事の品質確保に向けた施工方法等に関する事項ということで、例えば、解体作業時にコンクリート塊などが建物の外側へ転倒落下する事故を防止するための対策が具体的にちゃんとされているかとか。

あるいは品質の関係で言えば、文化的価値の記録、保存作業に係る調査期間において、解体途中の躯体の構造的な安全性を保つために行う対策を具体的に提案されているかどうか。そういうところが、品質の関係の安全性の確保。

それと、環境、安全対策などに関する事項というのも設定させていただいておまして、その中では、近隣住民に配慮して、発生する騒音とか振動を抑制するための対策が提案され

ているかとか。そんなことを全体として審査するようになります。

記者)

その審査を担当する課というのは、誰が審査するのでしょうか。

教育長)

それは言えない。どこが、どんな人がというのは発言できないと思います。

記者)

県が審査すると。

教育長)

当然、県ですね。

記者)

外部の人を入れたりとかするのでしょうか。

教育長)

外部の人も入ります。

記者)

審査するのは組織として、何か名称があるのでしょうか。

教育長)

総合評価委員会というのがございます。

記者)

県の方と、民間の外部の方が。

教育長)

委員会は外部の人ですね。

記者)

外部の方で組織する総合評価委員会というところで、最終的な結論が出て、それを県の方に持ってくると。

教育長)

評価した結果をいただくようになりますね。

記者)

それをもって結論を出すのは最終的には県。

教育長)

おっしゃるとおり。

記者)

緊急輸送路の関係で。

今、お話を聞きながら調べたら、道路法の占用制限なるところで、緊急輸送路の安全性の確保みたいなことを規定されていると思うんですけど。緊急輸送路を占用させないように、電柱の地下埋没化とか、そういう話は出ているんですけども、沿道の建物の倒壊どうのこのってというのは、どこかに規定があるんでしょうか。

教育長)

いわゆる耐震改修促進法という法律がございます。建築物の耐震改修の促進に関する法律があります。それによって要件が定められている。

司会)

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で記者会見を終わらせていただきます。ありがとうございました。